

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年6月16日

要望団体名：岩手県建設関連業団体連合会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1. 公共事業予算の確保について	<p>県ではこれまで、政府予算に関する提言・要望等において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう要望してきたところであり、県土整備部における当初予算と前年度の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の補正予算を合算した実行予算の公共事業費は、震災前を上回る水準となっています。</p> <p>また、「5か年加速化対策」も最終年度となることから、本年6月に実施した政府予算に関する提言・要望においては、期間終了後においても、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望したところです。</p> <p>引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保に向け、様々な機会をとらえて国に働きかけていきます。</p>	B
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (1) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて	<p>現行の地域要件は、透明性や公正な競争の確保を図るとともに、地域に精通した企業に発注することにより、地域経済の振興を図る観点等から、「業務委託場所の属する振興局等の所管区域に本店又は営業所を有する」ことを基本として設定しています。</p> <p>引き続き、適正な制度運用に努めていきます。</p>	B
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (2) 高度な業務における設計共同体の拡大	<p>県では、「1件の設計金額が概ね10,000千円以上の設計業務又は設計業務を含む複合業務で、かつ大規模又は技術的難易度が高いため単体の資格者では履行が難しく、他の単体資格者と技術力を結集して実施することを認める必要がある業務」について、共同設計方式による発注を認めることとしています。</p> <p>引き続き、より良い制度運用に努めていきます。</p>	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
<p>2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について</p> <p>(3) 簡易総合評価落札方式入札について</p>	<p>特殊な工種における業務実績要件については、今後の参入見込を見極めながら、適切な要件設定が行われるよう努めていきます。(C)</p> <p>チャレンジ型入札制度の創設については、令和6年度に引き続き、貴団体との意見交換会などをはじめ、建設関連業の皆様からの意見を伺いながら、より良い制度の確立・運用について検討していきます。(B)</p> <p>企業の地域要件については、貴団体からの要望を踏まえ、令和6年4月1日以降に入札を行う業務から、4広域振興局単位への見直しを行ったところです。</p> <p>なお、企業の地域拠点については、委託業務箇所と本店の所在地が同一の広域振興局の管内の場合、周辺環境の熟知等による円滑な業務の執行が期待されることから、地域内拠点の有無を評価対象としています。</p> <p>引き続き、より良い制度運用に努めていきます。(B)</p> <p>配置予定管理技術者の専任性の評価については、新たな入札方式の創設に向けた検討を含め、他県の運用等を注視しながら、適切な評価が行われるよう検討していきます。</p> <p>なお、照査技術者は業務の節目毎にその成果の設計図や設計計算書等の照査を行う必要があることから、配置予定監理技術者等の専任制の対象としています。</p> <p>(B)</p> <p>評価点の配点の見直しについては、価格評価点に上限を設けることにより、ダンピング防止対策としての落札率の向上が期待できるとともに、より一層、技術力の評価に重点を置くため、令和5年4月から運用を開始したところです。</p> <p>また、新たな入札制度の創設については、貴団体との意見交換会をはじめ、建設関連業の皆様からの意見を伺いながら、引き続き、より良い制度の確立・運用となるよう検討していきます。(B)</p> <p>先抜け方式や一括審査方式については、受発注者双方の負担の軽減を図る上で有効であると考えられることから、貴団体との意見交換会や、国・他県の動向を注視しながら、新たな制度の確立・運用となるよう検討していきます。(B)</p> <p>技術提案A項目申請書へのテクリス番号のみの記載を含む申請書類の簡略化については、受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、新たな入札方法の創設も含めた見直しを検討していきます。(B)</p>	<p>B : 6</p> <p>C : 2</p>

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
<p>2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (3) 簡易総合評価落札方式入札について</p>	<p>電子契約システムの導入については、建設関連業務に限らず、公共調達全般における対応が必要となることから、導入に当たっての課題等について、関係部局との意見交換や情報共有を行うとともに、他県の状況等を注視していきます。(C)</p>	
<p>2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (4) 補償コンサルタント業務の発注拡大について</p>	<p>県では、用地職員の減少や資質・能力向上が課題となる中、複雑・多様化する用地補償業務を円滑に進めるため、専門的な知識や技術、経験を有する補償コンサルタントの御協力が欠かせないものであることから、これまでも各種業務の発注を行ってきました。 引き続き、土地評価や補償業務説明業務を含め、必要に応じた当該業務の発注拡大に努めていきます。</p>	A
<p>3. 働き方改革と担い手確保について</p>	<p>東北6県の状況を調査したところ、岩手県の最低制限価格の実態が乖離しているとは言えない状況です。 引き続き、国等の動向も注視しながら、必要に応じて最低制限価格の見直しについて研究していきます。</p>	C
<p>4. ICT等新技術を活用した生産性向上について</p>	<p>県では、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組に呼応し、県内建設現場におけるICT活用工事の導入等の取組を進めているところです。このため、県におけるi-Constructionの一層の普及と拡大を図るため、令和6年3月に「岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務実施要領」を改正し、さらに、令和6年10月に「岩手県県土整備部BIM/CIM適用工事実施要領」を策定し、業務だけではなく、工事についてもBIM/CIMに取り組むことができることとしています。 引き続き、調査・測量・設計段階からの3次元による測量及び設計データ作成など、BIM/CIM適用業務の導入を推進していきます。</p>	A
<p>5. 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について</p>	<p>橋梁補修設計の積算基準については、橋梁補修設計業務の積算等に係る負担の軽減を図るため、令和6年度に橋梁補修設計業務委託積算要領を作成・公表し、適用したところです。(A) 耐震補強設計の積算基準については、補強の対象となる橋梁の構造形式や現場状況等が多岐にわたり、統一的な歩掛を設定することは困難な状況であることから、引き続き、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p>	A : 1 C : 1

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
6. 災害の業務について	<p>県の「災害復旧測量設計業務委託標準歩掛」は、国の「設計業務等標準積算基準書」に準じており、地形条件等により標準歩掛を補正して使用することとしています。</p> <p>時間外の労働についての割増賃金の計上が必要な場合、あらかじめ甲乙協議の上、技術者基準日額時間外手当の計上が可能となっています。</p> <p>災害業務に当たっては、被害の発生状況により、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、引き続き、設計図書添付図面の簡素化などの査定の効率化を図っていきます。(A)</p> <p>災害査定の添付写真は、現地の被災状況を把握・確認するための重要な資料であり、特に、机上査定においては、被災状況を表す唯一の資料となることから、その要求度は従来から変わらないものと認識しています。</p> <p>一方、UAVを使用した写真撮影や動画撮影については、国土交通省の令和6年度災害査定に関する基本方針においても、安全かつ効率的な災害査定のための取組として推進することとしていることから、県においても、こういったデジタル技術の積極的な活用が必要であると認識しています。</p> <p>このため、被災写真の撮影の標準歩掛を定めておりますが、デジタル技術の活用などの事項については、見積りによる積算で対応することとしています。(B)</p> <p>災害発生時等における業務の工程延伸等については、県の「設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン」に基づき、適切に対応することとしています。</p> <p>また、大規模な災害発生時など、被害状況の調査や災害復旧業務を優先する必要がある場合、工期の延伸等について柔軟に対応するよう文書を発出しています。(A)</p>	<p>A : 2 B : 1</p>

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
<p>7. 設計意図伝達業務委託等について (1) 設計意図伝達業務委託について</p>	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、岩手県県土整備部が発注する工事監理業務については、平成17年4月から、原則として競争入札による発注を行っていますが、特殊な技術・工法が用いられている等の理由がある場合、設計業務を受注した者と、随意契約により工事監理業務を締結することとしています。</p> <p>なお、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(令和6年国土交通省告示第8号)においては、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務として設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて行う」とされています。</p> <p>このことから、県の担当者を通じ、設計意図を伝達してきているところですが、引き続き、設計者との情報共有を設計業務において十分に行うことにより、設計意図の伝達が適切になされるよう、努めていきます。 (B)</p> <p>設計者と工事監理者が異なる場合、県の担当者を通じて設計意図を伝達しているところです。</p> <p>引き続き、設計者との情報共有を設計業務において十分に行うことにより、設計意図の伝達が適切になされるよう努めていきます。(B)</p>	<p>B : 2</p>
<p>7. 設計意図伝達業務委託等について (2) 総合評価対象の柔軟な運用について</p>	<p>簡易総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格その他の条件が優れた者を契約の相手方とする入札方式であり、令和元年度から500万円以上を対象業務としていましたが、今年度から、対象業務を、原則1,000万円以上に引き上げたところです。</p> <p>引き続き、業務内容に応じた発注方式の選定と、より柔軟な制度の運用が図られるよう努めていきます。</p>	<p>B</p>

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	<b>A</b>	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	<b>B</b>	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの</p> <p>(例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <p>・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</p> <p>・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	<b>C</b>	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	<b>D</b>	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	<b>S</b>	反映区分の選択になじまないもの
	<b>T</b>	県民等からのお礼、感謝の類